令和７年度　相模原市立

二本松小学校いじめ防止基本方針

二本松小学校

令和７年４月１日

相模原市立二本松小学校いじめ防止基本方針

【目指す子どもの姿】　かしこさ　　やさしさ　　たくましさ

「よく考える　かしこい子」「心のひろい　やさしい子」「健康で　明るく　たくましい子」

〇考動　　自分で意思決定し行動する
〇協働　　仲間に働きかけ行動する
〇自己開放・相手意識　　あいさつ・聴く・反応

【家庭・地域との連携】

〇ＰＴＡ本部（役員）
〇保護者
〇学校評議員
〇自治会役員及び構成員

・学校へ行こう週間
・地域行事への参加

【校内組織】

【二本松小学校
いじめ防止対策委員会】

〇いじめ防止等に係る取り組み方針の企画立案を行う
〇いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議する

【関係機関との連携】

〇学校教育課
　＊人権・児童生徒指導班
〇青少年教育カウンセラー、ＳＳＷ
〇各警察署、県警少年相談・保護センター
〇青少年相談員
〇児童相談所
〇緑子育て支援センター
・ケース会議
・学校警察連絡協議会

【いじめの未然防止】

◇児童が主体的に参加し活躍できる自立した学び手の育成に向けた、授業づくりや集団づくりを行う。
　・授業づくり　・雰囲気づくり　・環境づくり　・個に応じた学び
◇学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
　・異学年交流（きょうだい学年・ペア活動）　・児童会によるいじめ撲滅宣言
　・特別活動の活性化（委員会・係・ボランティア等）・児童が意思決定する機会の保証
◇学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、体験活動の推進をする。
　・自分と他人を尊重することを指導　　・全ての教育活動において道徳教育を実践

【いじめの早期発見】

◇日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
　・休み時間や放課後の児童の様子　　・欠席状況　　・家庭確認　　など
◇児童がいじめを訴えやすい体制を整備する。
　・各学期一回アンケートを実施　・教育相談の実施

【いじめへの対処】

◇特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
◇被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格を成長させることに主眼を置いた指導を行うことが大切である。
◇教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

「いじめ防止対策推進法」第２条第１項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

１．いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

いじめは、どの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

２．いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、次の構成員により、いじめ防止等の学校全体としての取り組みを推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

〇組織名称：**【二本松小学校いじめ防止対策委員会】**

〇構　成　員：【校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、児童指導担当、養護教諭、支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー、SSW、各学年担当】

※委員会の具体的な取り組み内容については、「相模原市立二本松小学校いじめ防止対策委員会設置要項」を参照

３．いじめを未然に防止するための取り組み

いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

（１）児童が主体的に参加・活躍できるような、授業づくりや集団づくりを行う。
①授業改善：一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくり
②居場所づくり：話し合い活動の充実、相談室の開放、学校図書館の開放
③風土づくり：些細なトラブルが深刻ないじめにならないような、雰囲気づくり

（２）学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
①絆づくり　：自主的な運営や、異学年交流（松っ子交流）
②児童会活動：代表委員会からの呼びかけ（各クラスでの話し合いと実践）
いじめ撲滅宣言、ピンクシャツウィーク、ユニセフ募金
あいさつ運動、思いやりの木

（３）学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、特別活動、体験活動などの推進をする。

①人権教育の充実:「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。

②道徳教育の充実：道徳科の考え、議論する実践を進めるだけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。

③特別活動の充実:委員会、実行委員、係、ボランティア等の活性化を図り、学校行事やきまり等への積極的な児童の参画を通して、児童が意思決定する機会を保証する。

④幼保連携、小・中学校交流、地域との交流の充実を図る。

⑤ピンクシャツウィークを実施し、性への偏見をなくし、互いを認め合う機会をもつ。

（４）いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

①校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修

②教職員向けのチェックリスト等による、いじめ防止の取組の充実

③全校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話

④保護者会、学級懇談会においての啓発

（５）学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

①地域と関わりを持った活動、あいさつ運動

②学校評議員会での協議

③相模原北部地区学校・警察連絡協議会への参加

４．いじめを早期に発見するための取り組み

日頃から一人ひとりの児童に対する見守りや、信頼関係を構築することに努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

（１）日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。

①休み時間や放課後等の会話の中での児童の様子を観察する。

②個人日記や自主学習への取り組みの中で、児童の変化を見逃さない。

③個人面談等により、把握する。

（２）定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

①アンケートの実施：各学期に実施。事後指導を徹底する。

１学期・・・　６／１６～２０
２学期・・・１１／１０～１４
３学期・・・　２／　２～　６

②休み時間などを使って子どもたちとの会話を積極的に行い、実態を把握する。

（３）在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

①相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー　毎週火曜日
TEL：０４２－７７３－５２７２（直通）
城山相談室：０４２－７８３－６１８８
緑子育て支援センター：０４２－７７５－８８１５
緑区児童相談所：０４２－７７５－８８５１
さがみはら子どもSOSダイヤル：０４２－７０７－７０５３
②保健室だより、相談室だよりの発行
③青少年教育カウンセラーによる校内巡回
④相模原支援学校による地域巡回

５．いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

（１）被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
①校内の**「二本松小いじめ防止対策委員会」**（いじめの防止等の対策のための組織）を開き、直ちに情報を共有する。
②速やかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体（学級、遊び仲間等）それぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

（２）教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
〇学校教育課（人権・児童生徒指導班）
〇青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー（SSW）
〇各警察署、県警少年相談・保護センター
〇青少年相談員
〇児童相談所、緑子育て支援センター

（対応経路）

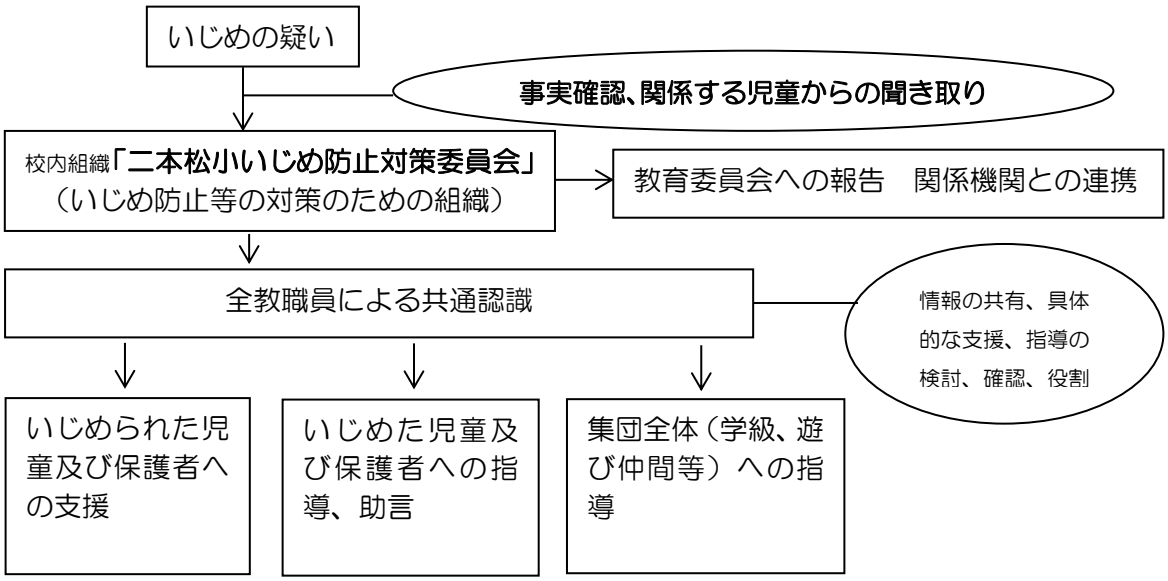

６．重大事態への対処

学校は、重大事態が発生したと認めるときは、教育委員会による指導及び支援を得ながら、調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

（１）重大事態が発生したとの疑いがあると認めるときには、その事態に対処するとともに、すみやかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。

（２）学校は、重大事態の発生を認定したときには、教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。

（３）当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

重大事態とは

〇いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

（例）

・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

〇いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

・調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、誰から、どのような態様、関係する児童の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。
・いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係をすみやかに調査することが重要である。

「相模原市立二本松小学校いじめ防止対策委員会設置要項」

１．設　置

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 22 条に基づき、相模原市立二本松小学校に「いじめ防止対策委員会」（※以下、委員会）を設置する。

２．委員会の目的

いじめは、全ての児童に関係する問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを克服するために，学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は、適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

３．委員会の構成員

委員会の構成員は、原則として表に掲げる者とする。ただし、事案に応じて関係する教職員等を加えるなど、状況に応じて工夫する。

委員長	校長
副委員長	副校長
委員	教務主任
	児童支援専任教諭
	児童指導担当
	養護教諭
	支援コーディネーター
	青少年教育カウンセラー
	各学年担当（1 年～6 年・支援級）

４．委員会の運営

（１）委員会は、校長が招集し、定期的に開催する。
　　ただし、状況に応じて適宜開催するものとする。
（２）いじめの未然防止、早期発見の取り組みを企画する。
（３）いじめへの対応を迅速かつ適切に行うため、対応について協議する。
（４）家庭、地域、有識者及び関係諸機関との協力を求める。
（５）重大事態が生じた場合は、校内緊急対応チームとして機能する。
（６）この「相模原市立二本松小学校いじめ防止対策委員会の設置要項」（以下「要項」という。）に定めるもののほか、委員会の取り組み、運営等必要な事項は、校長が定める。

５．委員会の取り組み内容

委員会は、日頃から実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いなどの情報を常に把握するよう努めるとともに、学校全体でのいじめの未然防止・早期発見に取り組み、適切かつ迅速にいじめへの対処が行われるよう、次の業務を遂行する。

（１）いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取り組み

①明るく安心して生活できる学校づくりに向けた取り組みの推進

②教科・領域を横断したいじめ防止等の取り組みの推進

③早期発見のための措置

・児童を対象に「いじめに関するアンケート」各学期に１回以上の実施

＜アンケート後の具体的な取り組み＞

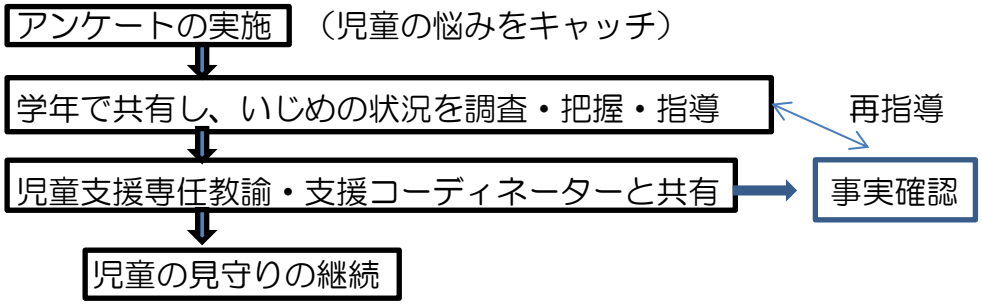

④相談体制の確立

・教育相談の実施（学期に１回程度）

・青少年教育カウンセラー等の相談窓口の周知

⑤インターネット等によるいじめに対する対策の推進

・児童、保護者向け「インターネット等の正しい使い方」についての周知、研修会等の実施

（２）いじめを受けた児童に対する相談及び支援

（３）いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援

（４）いじめを行った児童に対する指導

（５）いじめを行った児童の保護者に対する助言

（６）専門的な知識を有する者等との連携

（７）その他いじめの防止等に係ること

６．その他

この要項は、平成　２６年　４月　１日から施行する。

平成　２８年　４月　１日　改正
平成　２９年　４月　１日　改正
平成　３０年　４月　１日　改訂
平成　３１年　４月　１日　改訂
令和　　２年　４月　１日　改訂
令和　　３年　４月　１日　改訂
令和　　４年　４月　１日　改訂
令和　　５年　４月　１日　改訂
令和　　６年　４月　１日　改訂
令和　　７年　４月　１日　改訂

以　上